

1. 会合名	第 28 回 運営審議委員会
2. 日 時	平成 28 年 2 月 23 日 (火) 午後 3 時～午後 4 時
3. 議 案	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 平成 27 年 4 - 12 月における紛争解決業務等の状況について</li> <li>2. 平成 27 年度事業計画実施状況及び平成 27 年度事業会計収支実績見込みについて</li> <li>3. 平成 28 年度事業計画(案)及び平成 28 年度事業会計収支予算(案)について</li> <li>4. その他</li> </ol>
4. 主な内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 平成 27 年 4 - 12 月における紛争解決業務等の状況について 平成 27 年 4 - 12 月における紛争解決業務等の状況について、青木専務理事兼センター長から説明が行われ、了承された（資料 1）。</li> <li>2. 平成 27 年度事業計画実施状況及び平成 27 年度事業会計収支実績見込みについて 平成 27 年度事業計画実施状況及び平成 27 年度事業会計収支実績見込みについて、青木専務理事兼センター長から説明が行われ、大要以下のとおり意見交換が行われ、了承された（資料 2）。  【主な意見等】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第二種金融商品取引業者が、第二種金融商品取引業協会を通じた協定事業者として当センターの紛争等解決業務を利用する場合と、当センターに利用登録している特定事業者として紛争等解決業務を利用する場合と、手続や処理の内容に違いはあるのか。 加えて、第二種金融商品取引業協会の協定事業者と特定事業者とでは、主とする業務や事業規模等で差異はあるのか。 ⇒ 紛争等解決業務の手続、処理の内容については全く同じ手続で対応しているが、利用するための費用に差異が発生する。当センターの特定事業者であれば、年間基本負担金として10万円を頂戴しており、加えて各社ごとに紛争解決手続（あっせん開催期日）の利用回数毎に費用が発生する。 ⇒ 第二種金融商品取引業協会の協定事業者であれば、加入する自主規制団体である第二種金融商品取引業協会に対し入会金及び年会費の費用負担が発生し、加えて各社ごとに紛争解決手続（あっせん開催期日）の利用回数毎に費用が発生する。</li> <li>・ あっせん委員に対して、紛争等解決事例（あっせん事例）集の配付を行うことは非常に良い活動である。紛争（あっせん）に至る前の、相談や苦情についても事例集や対応マニュアルの作成といった活動は行っているの</li> </ul> </li> </ol>

	<p>か。</p> <p>⇒ 紛争（あっせん）解決事例については、当センターのホームページに掲載しているところである。</p> <p>⇒ また、より詳細な内容の周知としては、苦情事例について、当センター利用の9割を占める日本証券業協会の会員に向けて、四半期ごとに特徴的な事例や金融商品取引業者等に参考となる事例について周知している。相談の事例については、年度の事業報告書に記載していることに加え、消費生活センター等に講師派遣を行う際に、先方より希望があれば、その事例を紹介している。また別途、国民生活センターとの情報交換の場を設けており、その際に意見交換の内容として紹介させていただいている。</p> <p>3. 平成28年度事業計画(案)及び平成28年度事業会計収支予算(案)について平成28年度事業計画(案)及び平成28年度事業会計収支予算(案)について、青木専務理事兼センター長から説明が行われ、了承された（資料3参照）。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
--	--